

栃木県中小企業団体中央会 会長 横倉 正一 殿

栃木運輸支局長
栗田 英樹



持続可能な物流の実現に向けた取引環境の適正化及び法令遵守の徹底について（要請）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

物流事業（運送業・倉庫業等）は、国民生活及び経済活動を支える重要な社会インフラですが、物流の2024年問題に引き続き直面しており、持続可能な物流の実現に向けて、担い手不足を解消する上で、物流の効率化（積載効率の向上等）、取引環境の適正化（荷待ち・荷役時間の削減、適正な運賃・料金の收受等）が喫緊の課題となっております。また、短時間の発注リードタイムや保管・荷役作業に係る業務負荷の増加などにより物流現場全体の効率的な運用にも影響が生じています。

これら物流分野の課題に対応するため法改正を進めており、本年4月からはドライバーの経済的・社会的地位の向上及び事業運営の適正化を目的としたトラック適正化二法^{※1}が一部施行され、荷主が、無許可の運送事業者（許可や届出なく有償で運送行為を行う違法なトラック。いわゆる『白トラ』）に委託した場合に罰則の対象となります。また、昨年4月の物流改正法^{※2}の一部施行に続き、本年4月からは一定規模以上の荷主等に対する規制的措置（中長期計画の作成や物流統括管理者の選任等）が始まります。

さらに本年1月に施行された取適法^{※3}では、適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託（特定運送委託）が追加となり、価格転嫁や取引の適正化を阻害する商慣習を一掃する仕組みも強化されました。

つきましては、持続可能な物流の実現のため、改めて下記事項について傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

- 労務費の上昇を含む必要なコストを適切に反映した適正な運賃・料金の收受に向けた協議を行い、契約内容の明確化・書面化を徹底していただくこと。また、燃料価格の下落のみをもって、一方的に取引価格の低減を行わないこと。
- 物流効率化の推進に関する基本方針^{※4}に掲げる目標達成に向けて、荷待ち・荷役時間の削減、積載効率の向上に一層努めていただくこと。
- 違法な白トラを利用することなく、各種法令を遵守した物流取引を行っていただくこと。
- 倉庫における入出庫の負荷軽減のための十分なリードタイムの設定、保管費用・労務費の上昇や荷役等の付加的な作業に応じた適切な寄託料等の協議を行うこと。

※1 トラック適正化二法・・・「貨物自動車運送事業法」と「貨物自動車運送事業の適性化のための体制の整備等の推進に関する法律」をいう。

※2 物流改正法・・・「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（新名称：物資の流通の効率化に関する法律）」及び「貨物自動車運送事業法」をいう。

※3 取適法・・・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」をいう。

※4 基本方針・・・「貨物自動車運送業務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針」をいう。

改正トラック法 (貨物自動車運送事業法)

が施行されます

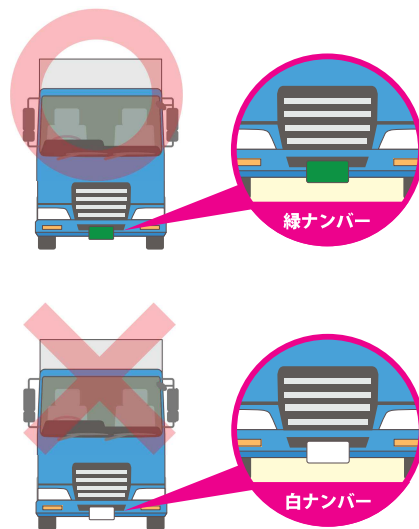
トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

1 白トラ利用の罰則強化



いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。



(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。
一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

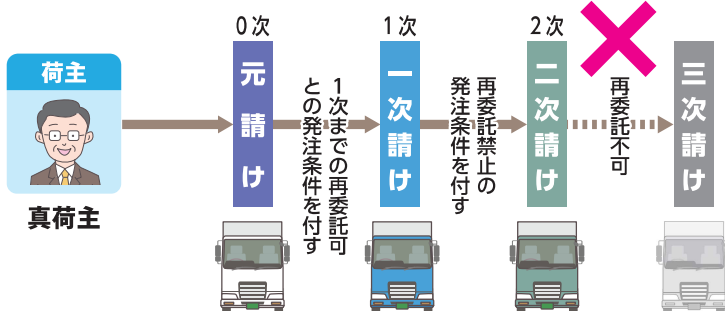
2 委託回数の制限



元請事業者に対して、**再委託の回数を2回までに制限する努力義務**が課されます

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

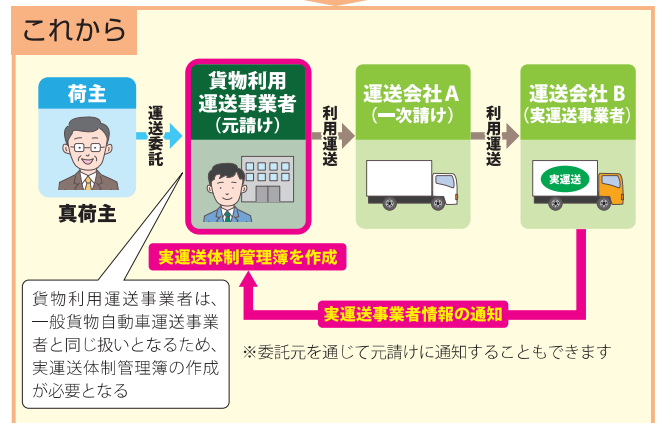
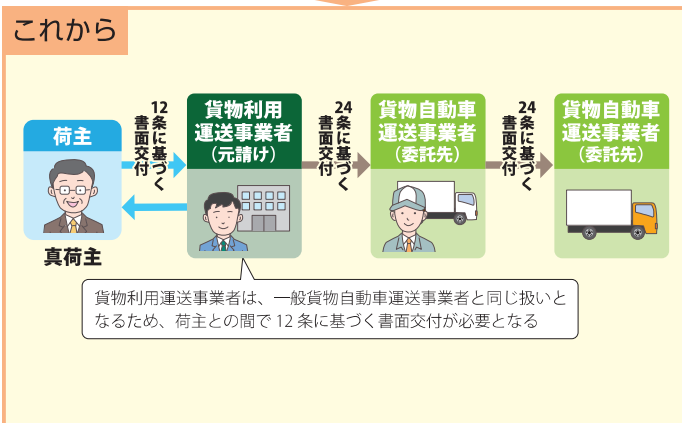
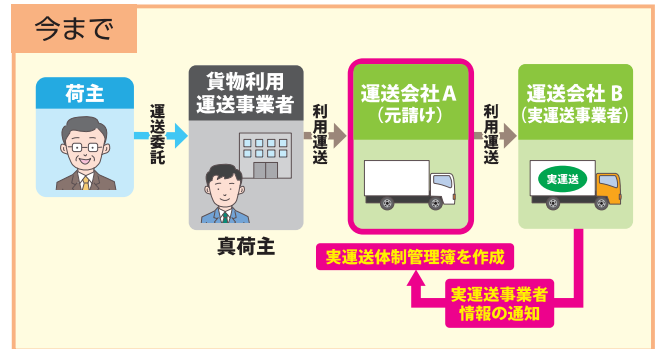
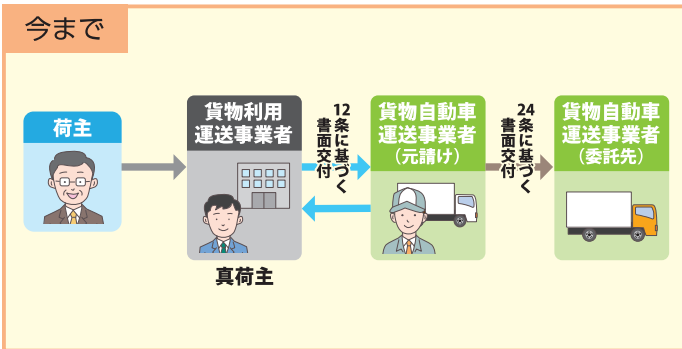
- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対して、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

